

破産手続開始通知書

事件番号 令和5年（フ）第3850号（令和5年7月6日申立）
本店所在地 静岡県御殿場市川島田136番地の1 レジデンスn'S102号室
破産者 株式会社東名小山カントリー倶楽部
代表者代表取締役 瀬戸 克紀

- 1 上記の者に対し、破産手続開始決定がされたので、次のとおり通知します。
 - (1) 破産手続開始日時 令和5年7月6日午後5時
 - (2) 破産管財人 弁護士 藤井 哲
東京都中央区日本橋3丁目3番4号 永沢ビル5階 永沢総合法律事務所
 - (3) ① 破産者に対して債務を負担している者は、破産者に弁済してはならない。
② 破産者の財産を所持している者は、破産者にその財産を交付してはならない。
 - (4) 本件については、知っている債権者の数その他の事情を考慮して財産状況報告集会を招集しないこととしました。
- 2 当裁判所は、本破産事件について、破産者の財産をもって破産手続の費用を支弁するのに不足が生じるおそれがあると考え、破産債権の届出期間と破産債権の調査をするための期間を当面定めないこととしました（破産法31条2項）。破産管財人において、破産財団の調査を進め、破産手続の費用を支弁するのに不足するおそれがなくなった場合には、改めて、破産債権届出期間等について連絡をさせていただきますので、当面、破産債権届出書の提出は必要ありません。
なお、住所等の連絡先を変更したときは、その旨を破産管財人に連絡してください。
- 3 前記2の記載にかかわらず、交付要求庁においては、随時、破産管財人に対して交付要求を行ってください。
- 4 破産手続の進行についてのお問い合わせは破産管財人までお願いします。

東京地方裁判所民事第20部特定管財9A係 裁判所書記官 竹内 友彦